

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第 1 条～第 21 条（省略）	第 1 条～第 21 条（現行のとおり） <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。</u> <u>2 令和 7 年度の補助金交付の条件については、第 9 条第 1 号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。</u> <u>3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。</u>	国の取扱いに対応した乗務員の資格等に対する措置